

西宮市立上ヶ原小学校PTA 部活動細則

上ヶ原小学校PTA会則第12条に基づき、部活動に関して以下のように定める。

(西宮市立上ヶ原小学校PTA会則)

第12条(部)

1 本会に次の部を置き、各部の任務は次のとおりとする。

- (1) 学 年 部 ……学年学級PTAの運営にあたり、会員相互の連帯と協力に関すること。
- (2) 教 養 人 権 部 ……会員の教養の向上、および人権教育の推進に関すること。
- (3) 広 報 部 ……PTA広報誌の発行、その他必要な広報に関すること。
- (4) 地 区 愛 護 部 ……児童の登校、通学見守り活動、安全に関すること。
- (5) P T C A 推 進 部 ……PTCA活動(地域社会生活と協力して行う活動)推進に関すること。
- (6) 選 考 部 ……役員候補者の選出に関すること。

2 各部は、総会で承認された事業を行なうほか、総務会の承認決議を得て、前項記載の各部の任務の範囲内で事業を企画・推進・中止することができる。ただし、部の運営にあたっては、委員の意見のみならず、担当する事業に係る会員の意見も可能な範囲で確認・尊重するよう努めるものとする。

3 各部には、第18条により定める方法により選出される委員・代表委員を配置する。部の委員は、他部の委員を兼ねることができる。

4 配置される委員がない部は、当年度の活動を行なわない。ただし、当年度途中に当該部の委員立候補者が現れた場合、当年度途中から活動を開始することができる。

5 各部は、第11条7項に定める総務会の緊急決議のための担当者を置かねばならない。また各部は、部長その他の担当者を置くことができ、その選出方法は、各部において定めることができる。

6 本校教職員より各部の担当者を1名選出するものとする。

第1条(活動)

1 部は、総会で承認された事業及び本会則で定められた部の任務に反しない限り、総務会の承認を得て、活動の内容・回数等を自由に決定することができる。

2 部は、活動が会員の要望に沿うものとなるよう、会員の意見をアンケート等により適宜確認する。

3 部は、自ら委員の募集を行うことができる。PTAは、総務会の決議により、その方法、告知方法などについて協力することができる。

4 部の活動に関連して事故等が生じた場合、事故等により被害を受けた者は、PTAが加入している互助会の規約に従い保険による補償を受けることができる。部は、事故等があった場合は、直ちにPTA総務役員に報告する。

5 総務会は、必要がある場合、部に対し、活動に関する指示を行なうことができる。

第2条(部の義務)

1 部は、毎月、活動報告書を提出しなければならないほか、年度末に、決算報告書、次年度活動計画書、次年度予算申請書を総務会に提出しなければならない。

2 部は、おたより等による告知を行なう場合、おたより発行の2週間前までに総務役員に対し、告知内容を提出しなければならない。

第3条(担当者)

1 部は、会則第12条5項に従って部長その他の担当者を置くことができ、その選出方法を定めるものとする。

2 部の担当者は、総務会に出席し、意見を述べ、決議に参加することができる。

3 部の担当者は、部活動において学校施設を使用する場合、事前に予約する。

第4条(活動費)

1 PTAは、部からの予算申請を予算審議委員会にて審議し、PTA総会の承認を得て、活動費を交付する。

2 部は、活動費を、部活動に不可欠な備品・消耗品の購入、施設利用料等にあてる事ができる。

第5条(休部)

部に所属する委員が著しく少ないなどの理由で活動が困難となった部は、活動を休止する。

第6条(その他)

1 部は、本規約に定めない事項について、総務会に審議を求める旨の申し立てをすることができ、この場合総務会は、申立を審議・決定する。

2 本細則は、総務会の承認を得て改正することができる。

附 則

本規約は令和2年3月2日より施行する。